

# 第60回 定時株主総会 招集ご通知



## 開催日時

2026年6月25日(木曜日)午前10時  
(受付開始：午前9時)

## 開催場所

大阪市北区堂島二丁目4番27号  
JRWD堂島タワー 15階  
当社 カンファレンスルーム

(開催場所と開始時刻が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。また、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」にて会場のご確認をお願い申し上げます。)

## 議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時45分まで

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

## 目次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	17
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告書	41

西菱電機株式会社

証券コード 4341

証券コード 4341  
(発送日) 2026年6月5日  
(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号  
(本社事務所)  
大阪市北区堂島二丁目4番27号  
**西菱電機株式会社**  
代表取締役社長 西 井 希 伊

## 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.seiryodenki.co.jp/ir-information/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「西菱電機」または「コード」に当社証券コード「4341」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁及び5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時 （受付開始：午前9時）

2. 場 所 大阪市北区堂島二丁目4番27号 JRWD堂島タワー 15階  
当社 カンファレンスルーム

（開催場所と開始時刻が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。また、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」にて会場のご確認をお願い申し上げます。）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面（郵送）の両方により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎その他の電子提供措置事項（交付書面非記載事項）について  
本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項は法令及び当社定款の定めにより、下記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様へご送付している書面には記載しておりません。  
従いまして、株主様へご送付している書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、下記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.seiryodenki.co.jp/ir-information/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



◎車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフのご案内いたします。

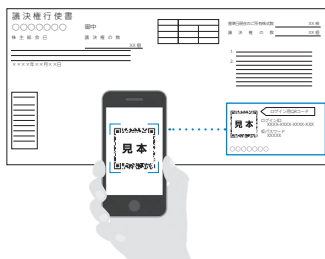


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

ログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと考えており、会社の競争力を維持・強化して株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。

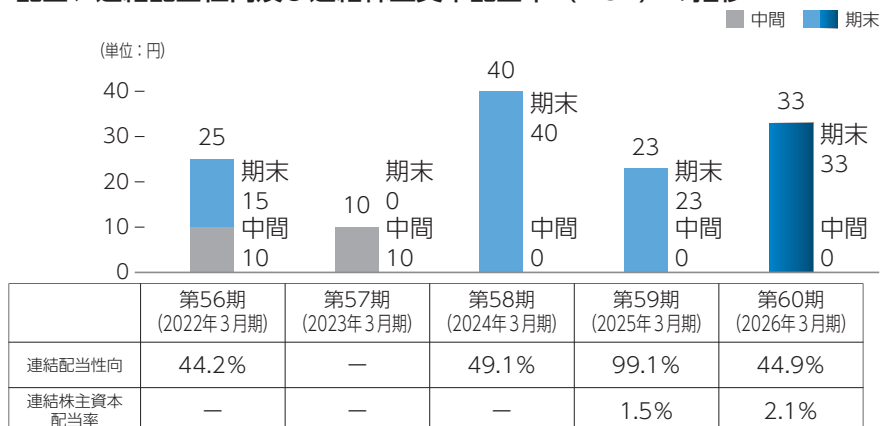
剰余金の配当につきましては、「連結株主資本配当率（DOE）1.5%程度」または「連結配当性向40%台」のいずれか高い方を目安に配当を実施したいと考えております。

この方針のもと、第60期の期末配当につきましては、当期の業績及び財務状況等を勘案し、また、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、以下のとおりとしたいと存じます。

※連結株主資本配当率（DOE）＝（年間配当総額÷連結株主資本）×100

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金33円 配当総額 111,657,744円  
なお、中間配当につきましては見送りとさせていただきますので、当期の年間配当金は1株につき33円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日

#### 配当、連結配当性向及び連結株主資本配当率（DOE）の推移



- (注) 1. 第57期の連結配当性向については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。  
2. 連結株主資本配当率については、指標として導入した第59期より記載しております。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	
1	にしおか のぶあき 西岡 伸明	代表取締役会長	再任
2	にししい きよし 西井 希伊	代表取締役社長	再任
3	かんだ たつや 神田 達也	常務取締役	再任
4	ひらつか としみつ 平塚 俊光	取締役	再任
5	とりい のりひこ 鳥居 紀彦	常務執行役員	新任
6	こにし しんうえもん 小西 新右衛門	社外取締役	再任 社外 独立
7	たうち よしのぶ 田内 芳信	社外取締役	再任 社外 独立

**新任** 新任取締役候補者

**再任** 再任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

<ご参考> 取締役候補者の専門性と経験

各取締役候補者の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	企業経営 経営戦略	内部統制 ガバナンス	財務・会計	法務・ コンプライアンス	人事・ 人材開発	営業・ マーケティング	研究開発・ 生産・品質
にしおか のぶあき 西岡 伸明	●	●		●	●	●	
にししい きよし 西井 希伊	●	●			●	●	●
かんだ たつや 神田 達也	●	●		●		●	●
ひらつか としみつ 平塚 俊光	●	●	●				
とりい のりひこ 鳥居 紀彦	●	●		●	●	●	●
こにし しんうえもん 小西 新右衛門	●	●			●	●	●
たうち よしのぶ 田内 芳信	●	●			●	●	●



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	かねだ たつや 神田 達也 (1961年6月2日生) <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1982年 3月 当社入社 2011年 4月 当社執行役員 情報通信端末事業本部 副本部長 2012年 4月 当社常務執行役員 モバイルソリューション事業本部長 コムテックサービス株式会社代表取締役社長 2014年 4月 当社常務執行役員 システムソリューション事業本部長 2019年 6月 当社取締役 事業全般・子会社担当 2022年 6月 当社常務取締役 事業全般・子会社管掌 (現任)	16,300株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、技術・営業の両面における広範な実務と、長年にわたる事業部門の経営経験により、当社グループの事業特性と経営課題を熟知しております。取締役就任後は、グループ全体の指揮を執り、事業戦略の具現化と組織の競争力強化を主導してまいりました。次期においても、持続的成長の実現に向けた手腕を発揮できる最適任者であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。			
4	ひらつか としみつ 平塚 俊光 (1965年1月19日生) <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1987年 4月 三菱電機株式会社 入社 2006年10月 同社京都製作所 経理部会計課長 2017年 4月 同社四国支社 総務部経理課長 2018年 4月 同社四国支社 総務部長兼コンプライアンス マネージャー 2019年10月 同社本社経理部付 Siam Compressor Industry Co., Ltd. Director Financial Division Manager 2024年 4月 当社常務執行役員 経営企画本部長 2024年 6月 当社取締役 経営企画・財務担当 (現任)	2,300株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 三菱電機株式会社の経理部門において長年培った財務・会計に関する専門性と幅広い知見を有しております。また、海外事業会社の取締役として経営戦略の策定や経営管理に深く関与し、その発展に尽力してまいりました。当社取締役就任後は、経営・財務戦略の策定・実行を中心となって強力に推進してまいりました。これらの豊富な実務経験と経営手腕は、当社グループの財務戦略の強化と持続的な企業価値向上に資するものであると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	とりい のりひこ <b>鳥居紀彦</b> (1973年2月4日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">新任</div>	1995年4月 当社入社 2011年4月 当社 情報通信ソリューション事業部長 2020年4月 当社 品質・技術管理室長 2021年4月 当社執行役員 システム事業本部 副本部長 2022年6月 鳥取西菱電機株式会社代表取締役社長 2023年4月 当社執行役員 システム事業本部長 2026年4月 当社常務執行役員 企画戦略本部長 (現任)	8,200株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 長年にわたり当社の営業、技術及びグループ会社の代表取締役などの要職を歴任し、多岐にわたる事業実務とマネジメントに精通しております。現在は企画戦略本部長として経営戦略の策定をはじめ、組織の最適化と事業成長に取り組んでおります。今後はその豊富な経験と専門性を活かし、人的資本経営の推進や経営基盤の強化、さらには持続的な企業価値向上を牽引できる適任者であると判断し、取締役としての選任をお願いするものです。			
6	こにし しんろうもん <b>小西新右衛門</b> (1952年5月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">再任</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">社外</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">独立</div>	1975年4月 小西酒造株式会社 入社 1982年5月 同社常務取締役 営業本部長 1989年6月 同社代表取締役副社長 1991年6月 同社代表取締役社長 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 小西酒造株式会社代表取締役社長	3,300株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 企業経営者としての長年の実績と高い見識に基づき、経営から独立した客観的な立場より、経営の妥当性・適正性を確保するための有益な助言や意思決定をいただいております。当社グループの持続的な企業価値向上に不可欠な人材であると評価し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。再任後もこれまでの経験を活かし、中立的な視点から経営全般への適切な監督と、ガバナンスの更なる強化に結び付く助言・提言をいただくことを期待しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	たうち よしのぶ 田内 芳信 (1949年9月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立</div>	1968年4月 日本電信電話公社（現 NTT株式会社） 入社 1999年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 （現 株式会社NTTドコモ）ソリューション 事業企画部長 2000年7月 株式会社ドコモ・マシンコミュニケーションズ （現 株式会社NTTドコモに営業譲渡）取締役 2004年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 （現 株式会社NTTドコモ）取締役 2008年7月 ドコモ・エンジニアリング関西株式会社 （現 株式会社ドコモCS関西）常務取締役 2018年6月 当社社外取締役（現任）	15,000株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>長年にわたる電気通信事業における広範な実務・経営経験に基づき、経営から独立した客観的な立場より、意思決定の妥当性・適正性を追求する有益な指摘をいただいております。当社グループが中長期的な企業価値向上を実現する上で、同氏の専門的かつ中立的な視点は不可欠であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。再任後も、経営全般を監視・支援する立場から、持続的な成長を支えるための的確な助言・提言をいただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小西新右衛門及び田内芳信の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 小西新右衛門氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって11年となります。
4. 田内芳信氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、小西新右衛門及び田内芳信の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏は独立性の判断基準である会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足しております。

6. 当社は、社外取締役に必要な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、社外取締役である小西新右衛門及び田内芳信の両氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合には、両氏との間で当該契約を継続することを予定しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、31頁に記載のとおりです。各取締役候補者が選任され就任した場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 各取締役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、30頁に記載のとおりであります。



#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、稗田勝氏は社外監査役藤本達也氏の補欠候補者、櫻井健太郎氏は社外監査役高野博史氏の補欠候補者として選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな氏 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ひえだ まさる 稗田 勝 (1950年5月7日生) <b>社外</b> <b>独立</b>	1973年4月 株式会社神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1991年10月 株式会社太陽神戸三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）我孫子支店長 1997年6月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）支店第三部長 1998年11月 同行 大手町支店長 2000年9月 同行 東京中央法人営業第二部長 2001年6月 神戸電鉄株式会社取締役 2007年4月 同社常務取締役 2012年6月 同社常勤監査役 2017年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外監査役 退任 2025年1月 当社社外監査役 2025年6月 当社社外監査役 退任	一株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 金融機関出身であり、財務及び会計に関する知見並びに事業会社の常務取締役及び常勤監査役として培った幅広い経営経験に基づく識見を有しております。また、2017年6月から2021年6月まで、及び2025年1月から同年6月まで、当社の社外監査役として適切な役割を果たしていただいていることから、その豊富な経験と高い専門性を活かし、当社の監査体制の強化に貢献いただけるものと判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	さくらい けんたろう <b>櫻井 健太郎</b> (1977年7月27日生) <div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 5px;">社 外</div>	2000年4月 三菱電機株式会社 入社 2011年8月 同社 経理部 会計課 専任 2024年4月 同社本社付 三菱電機モビリティ株式会社 経理統括部 会計課長 2026年4月 三菱電機株式会社 経営企画統括部 関係会社部 経営企画担当部長 (現任) (重要な兼職の状況) 三菱電機株式会社 経営企画統括部 関係会社部 経営企画担当部長	一 株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b>            三菱電機株式会社の経理部門において長年培った財務・会計に関する高度な専門知識に加え、他社への出向経験を通じて客観的かつ幅広いビジネス視点を有しております。これらの深い専門性と多様な実務経験に基づき、社外監査役に就任された場合は、独立した立場から多角的な視点で有益な助言と監督をいただけるものと期待し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稗田勝及び櫻井健太郎の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、稗田勝氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準である会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足しております。
4. 櫻井健太郎氏は2000年4月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
5. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。稗田勝氏もしくは櫻井健太郎氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、31頁に記載のとおりです。各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各補欠監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、30頁に記載のとおりであります。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況

### (1) 経営理念・経営基本方針

当社グループは、経営理念・経営基本方針のもと、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視するとともに、更なる企業価値の向上を目指し取り組んでおります。

#### 【経営理念】

三菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します。

#### 【経営基本方針】

会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo.1を目指します。

- 1) 私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
- 2) 私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の三菱品質をお届けします。
- 3) 私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
- 4) 私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
- 5) 私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
- 6) 私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組みます。
- 7) 私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
- 8) 私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

## (2) 事業の状況

### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年度）における国内経済は、雇用・所得環境の改善、堅調な企業業績などを背景に回復基調にある一方で、米国の関税政策や為替相場の動向、中東情勢をはじめとした地政学的リスクの高まりに加え、原材料価格やエネルギー価格の高騰などにより、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの関連する業界では、情報通信端末事業におきましては、事業環境は引き続き厳しい状況が続いているものの、徐々に落ち着きを取り戻しつつあります。情報通信システム事業におきましては、各地で大規模な地震が発生するなど、依然として頻発する自然災害の影響から国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が継続しております。加えて、地政学的リスクに起因し、有事対応の必要性も高まっております。また、各業界において、DXの動きがさらに加速しているほか、各自治体においてもスマートシティに関する取り組みが進められるなど、IoT・AI、大容量通信などの新技術を活用した製品・サービスがさまざまな分野で導入され、活用が進んでおります。

このような状況のもと、当社グループの売上高は、官公庁向け大口案件増、携帯端末販売における販売台数増、子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の受注増などにより増収となりました。経常損益は人件費を中心とした固定費増を、売上規模増加及び官公庁向けシステムの収益率改善でカバーし増益となりました。なお、新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高206億75百万円（前年度比7.1%増）、営業利益3億80百万円（前年度は2億79百万円）、経常利益4億4百万円（前年度は2億76百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益2億44百万円（前年度は81百万円）となりました。事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

## 情報通信端末事業

連結業績は、前年度に比べ増収・増益となりました。

売上高は、携帯端末販売の販売台数増を主因として増収となりました。利益面では、人件費増を中心とした固定費増を売上規模増でカバーし、増益となりました。

これらの結果、情報通信端末事業での売上高は88億93百万円（前年度比8.3%増）、営業利益は9億11百万円（前年度は8億38百万円）となりました。

## 情報通信システム事業

連結業績は、前年度に比べ増収・増益となりました。

売上高は、官公庁向け大口案件の増加、子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の受注増を主因に増収となりました。利益面では、売上規模増に加え、官公庁向けシステムの収益率改善により増益となりました。

これらの結果、情報通信システム事業の売上高は117億83百万円（前年度比6.2%増）、営業利益は15億29百万円（前年度は10億85百万円）となりました。

### 事業別の概況

区 分	売上高(百万円)	前連結会計年度比 増減率(%)	構成比(%)
情報通信端末事業	8,893	8.3	43.0
情報通信システム事業	11,783	6.2	57.0
合 計	20,676	7.1	100.0

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

2. 各事業間の内部売上高または振替高1百万円を含めて表示しております。

### ② 設備投資の状況

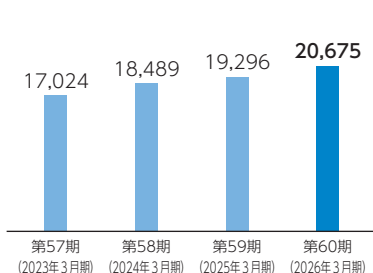
当連結会計年度の設備投資の総額は270百万円であります。その主なものは、情報通信システム事業では、市町村防災行政無線システムの設備更新、リフローはんだ付け装置の更新、管理部門では基幹システム刷新、大阪支社移転に係る本社並びに大阪支社改装等であります。

### ③ 資金調達の状況

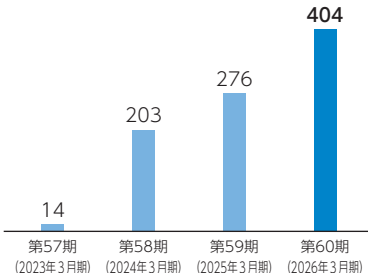
特定当座借越枠（コミットメントライン）を2行にて合計25億円設定しております。

### (3) 財産及び損益の状況

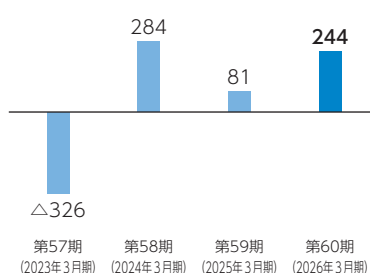
売上高 (単位：百万円)



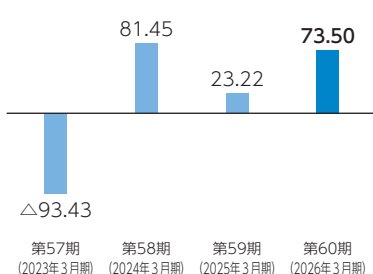
経常利益 (単位：百万円)



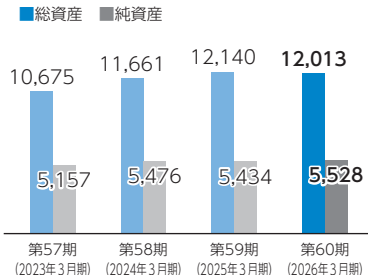
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



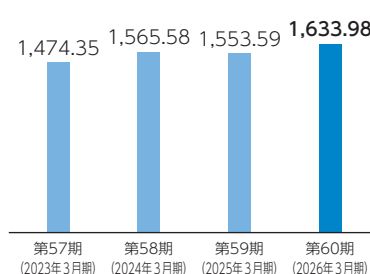
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第57期 (2023年3月期)	第58期 (2024年3月期)	第59期 (2025年3月期)	第60期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	17,024	18,489	19,296	20,675
経常利益 (百万円)	14	203	276	404
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△326	284	81	244
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△93.43	81.45	23.22	73.50
総資産 (百万円)	10,675	11,661	12,140	12,013
純資産 (百万円)	5,157	5,476	5,434	5,528
1株当たり純資産額 (円)	1,474.35	1,565.58	1,553.59	1,633.98

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 中期経営計画（2024年度～2026年度）

当社グループは2024年度を初年度とする3か年の「中期経営計画」を策定いたしました。コロナ禍という不測の事態を経験した当社グループは、その経験を教訓とし、今回の中期経営計画では、環境変化への耐性を高めるべく基幹事業の健全化・強化に取り組んでまいりました。同時に、将来の成長を見据えたビジネスプロセスリエンジニアリング（BPR：業務フローの効率化）や基幹システムの刷新といった構造改革を断行し、経営体質の筋肉質化と収益力の向上を推進いたしました。

その結果、当連結会計年度（2025年度）において、経営目標として掲げていた売上高200億円、経常利益4億円を1年前倒しで達成いたしました。今後も引き続き、事業環境等に左右されない、常に安定的な収益が確保できる企業を目指し、更なる発展と企業価値の向上に努めてまいります。

【グループスローガン】 One Seiryō

【経営方針】 「徹底ソリューション」の追求で社会/顧客課題を解決する  
～顧客課題から市場提供価値を創出～

【事業方針】

- 1) 課題の発見・解決・アフターフォローで「顧客満足を超える感動（CX）」を提供
- 2) 西菱電機の価値をより多くの人に届ける「徹底ソリューション」を
- 3) 同じ想いの人・企業と連携し、「サステナブルな社会」を実現

【戦略の柱】

- 1) 事業規模拡大
  - ・顧客ソリューションから市場ソリューションへ
  - ・社会ニーズ/新技術を活用した事業領域拡大
- 2) 事業基盤確立
  - ・選択と集中によるリソースの最適配分と事業の筋肉質化
  - ・利益率向上を実現する事業運営
  - ・お客様に満足いただける安定した品質の提供
- 3) 人財育成
  - ・次世代を担うリーダー層の戦略的育成
  - ・自律したプロフェッショナルへの成長を支える教育体制の整備
- 4) 企業体質強化
  - ・社員一人ひとりが強みを活かし活躍できる働き方、職場環境の整備
  - ・ガバナンス強化とコンプライアンス意識の向上
  - ・全社的コスト構造改革、業務最適化推進

【経営目標（連結）】

- 1) 売上高 200億円
- 2) 経常利益 4億円（経常利益率2.0%）

② 対処すべき課題（2026年度）

当社グループを取り巻く環境は、雇用・所得環境の改善や堅調な企業業績などを背景に国内経済が回復基調にある一方で、米国の関税政策や為替相場の動向、地政学的リスクの高まりに加え、原材料・エネルギー価格の高騰など、先行きは依然として不透明な状況にあります。また、AI（人工知能）技術の急速な進展やデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速は、あらゆる産業において抜本的な変革をもたらす重要な環境変化であると認識しております。このような状況のもと、当社グループは、官公庁向けシステム等における需要の着実な取り込みによる規模確保と、当社製品の付加価値向上による利益率の改善に引き続き注力いたします。

当社グループにおきましては、2026年度を、2025年度に実施したBPR・基幹システム刷新が本格稼働を迎える年度と位置付けております。業務プロセスをシンプルにすることにより、創出したリソースを次なる成長分野へ振り向けるとともに、更なるデータ活用・AIの活用に取り組む所存です。

さらに、次なる成長に向けた事業基盤の強化として、各種システム開発、販売促進、新規市場・事業開拓など、未来を見据えた投資を積極的に推し進めてまいります。加えて、昨今の市場環境に合わせた人材待遇改善策の実施といった人的資本への投資を推進することで、組織の活力を高め、持続的な成長と経営の好循環の実現を図ります。

### 情報通信端末事業

携帯端末販売では、一時の非常に厳しい状況は脱したものの、引き続き厳しい事業環境が続くものとみております。このような状況のもと、これまでと同様にお客様にご満足いただき、将来にわたりお選びいただける店舗創りに取り組むとともに、市場環境を踏まえた収益性の確保のため、引き続き事業運営の最適化を進めております。

携帯通信端末アフターサービスでは、引き続き生産性の向上による収益力の強化、保有技術を活かした新たな市場領域の開拓に努めております。

### 情報通信システム事業

官公庁向けでは、全国で頻発する自然災害を踏まえ防災・減災意識は一層高まっており、需要は増加するものと予測しております。このような状況のもと、各種防災行政無線システム等を中心に、防災・減災需要の取り込み、水管理システムの拡販、保守などストックビジネスの確保を継続いたします。具体的には、防災行政無線システムやスマートフォン向け防災アプリ「防災コンシェル」などを含めた総合防災ソリューションを中心に、お客様のニーズに合わせたソリューションを展開し、今後も全国の市町村に向けて新たな市場の開拓を図っております。

また、民間向けでは、当社のIP無線製品、映像ソリューションを中心に、お客様のニーズに応えるソリューションを提供し、さらなる付加価値向上、拡販に邁進しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末の販売
三菱電機フィールドディング株式会社	14	100	情報通信機器等の技術サービス
三菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等の開発、設計、製作並びに販売
鳥取三菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等の開発、設計

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### ③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は2026年3月31日現在、当社株式を702千株（議決権比率20.7%）保有しております。

なお、当社グループと同社との当連結会計年度の取引は、仕入高全体の7.7%、売上高全体の16.9%の割合を占めており、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝のうえ決定しております。

## (6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事業	主要業務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

(7) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 店	兵庫県伊丹市
本 社 事 務 所	大阪市北区
猪 名 寺 事 業 所	兵庫県尼崎市
大 阪 支 社	大阪市北区
東 京 支 社	東京都港区
神 奈 川 営 業 所	横浜市西区
東 日 本 端 末 修 理 セ ン タ ー	東京都江東区

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地
コムテックサービス株式会社	兵庫県伊丹市
西菱電機フィールディング株式会社	横浜市西区
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市

(8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前期末比増減
606 (250) 名	8名増 (4名増)

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
418 (154) 名	7名増 (-)	42.5歳	15.6年

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	450
株式会社三井住友銀行	450

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,500,000株
- ③ 株主数 1,800名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
合 同 会 社 ニ シ オ カ	800,000	23.64
三 菱 電 機 株 式 会 社	702,000	20.74
西 菱 電 機 従 業 員 持 株 会	188,400	5.56
西 岡 伸 明	104,000	3.07
海 山 智	84,000	2.48
西 井 希 伊	49,400	1.45
ア ト ム 電 子 株 式 会 社	43,900	1.29
秦 康 明	41,000	1.21
西 岡 奈 津 子	40,000	1.18
吉 田 政 功	39,600	1.17

- (注) 1. 当社は、自己株式を116,432株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式 (116,432株) を控除して計算しております。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (3) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2025年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年5月15日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により、当社普通株式220,000株を176,000,000円で取得いたしました。

当該自己株式の取得は、従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度において交付する株式への充当、機動的な資本政策の遂行および資本効率の向上を目的とするものであり、同日をもって

取得を終了しております。

また、当該自己株式の取得に伴い、2025年5月15日付けで主要株主である筆頭株主に異動が生じております。

- ② 当社は、2025年11月21日開催の取締役会決議に基づき、2026年2月2日に、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分を実施いたしました。

本自己株式処分は、割当対象者に対して当社株式の取得機会を提供し、資産形成の一助とするとともに、当社の業績や株価への意識向上、株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値の持続的な向上へのモチベーションを高めることを目的としております。

2026年2月2日をもって払込手続きが完了しており、最終的な処分の内容は以下のとおりでございます。

イ. 処分の概要

- (1) 処分期日：2026年2月2日
- (2) 処分した株式の種類及び数：当社普通株式 106,200株
- (3) 処分価額：1株につき780円
- (4) 処分総額：82,836,000円
- (5) 処分先
  - ・当社の執行役員 8名（1,600株） ※取締役兼務執行役員を除く
  - ・当社の従業員 523名（104,600株）

ロ. 譲渡制限の内容

- (1) 譲渡制限期間：2026年2月2日～2029年1月31日
- (2) 譲渡制限の解除条件：割当対象者が、譲渡制限期間中、継続して当社の執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって解除いたします。
- (3) 当社による無償取得事由：割当対象者が、譲渡制限期間満了前に当社を退職した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	西岡伸明	
代表取締役社長	西井希伊	
常務取締役	神田達也	事業全般・子会社管掌
取締役	前田真昭	人事総務・法務コンプライアンス・CSR担当
取締役	平塚俊光	経営企画・財務担当
取締役	小西新右衛門	小西酒造株式会社代表取締役社長
取締役	田内芳信	
常勤監査役	竹内徹	西菱電機フィールドディング株式会社監査役 西菱電機エンジニアリング株式会社監査役 鳥取西菱電機株式会社監査役
監査役	藤本達也	
監査役	杉原章元	三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担当部長

- (注) 1. 取締役小西新右衛門及び田内芳信の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤本達也及び杉原章元の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小西新右衛門、田内芳信及び監査役藤本達也の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏は独立性の判断基準である会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足しております。
4. 監査役藤本達也及び杉原章元の両氏は、金融機関や事業会社における長年の実務経験及び経営管理の経験等を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 就任
- ・2025年6月26日開催の第59回定時株主総会において、藤本達也及び杉原章元の両氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 退任
- ・2025年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、稗田勝及び山路健の両氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
  - ・2026年3月31日付けで、杉原章元氏は辞任により監査役を退任いたしました。
- (3) 取締役の地位・担当等の異動
- 該当事項はありません。

6. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動
  - (1) 就任
    - ・2026年4月1日付けで、2025年6月26日開催の第59回定時株主総会で補欠監査役に選任された川上啓一氏が新たに監査役に就任いたしました。
  - (2) 退任
    - 該当事項はありません。
  - (3) 取締役の地位・担当等の異動
    - 該当事項はありません。
7. 株主総会に付議する、取締役及び監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、以下のとおりであります。
  - (1) 指名方針
    - ・取締役候補者
      - 当社の業務内容に精通するとともに業界内外における豊富な人脈や幅広い知識を兼ね備え、適切な意思決定や経営判断が行えること、また、経営に必要となる知識や経験を有し、適切なリスク管理を行うことができること。
    - ・社外取締役候補者
      - 業務執行の機動性の観点から、企業経営における幅広い経験と知見に基づく経営判断力があること、もしくは、専門分野の知見を有し、公平・中立な立場から客観的に当社経営に対して監督・助言ができること。
    - ・監査役候補者
      - 当社の業務内容に精通した常勤者のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、もしくは法令や定款の遵守、財務・会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が行えること。
  - (2) 指名手続
    - ・取締役候補者
      - 代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。
    - ・監査役候補者
      - 代表取締役社長が監査役会とあらかじめ協議して候補者を選定、監査役会の同意を得て代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

(2) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) **補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

(4) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社における取締役、執行役員及び監査役並びにすべての子会社における取締役及び監査役としており、その保険料を全額各社が負担しております。

当該保険契約の填補の対象は法律上の損害保険金、争訟費用としており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象とはなりません。

(5) **取締役及び監査役の報酬等**

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額300百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2006年6月27日開催の第40回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月22日開催の社外取締役・社外監査役を含む取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。当該決議に際しては、その方針の内容を出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的向上を図るために業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえて適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを基本方針としております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、より業績との連動性を高めた月額報酬制度としております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前事業年度の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算して固定報酬を決定する報酬体系としております。

なお、社外取締役は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとしております。

ロ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位及び代表権の有無等の職責に基づき決定しております。業績報酬は、業績に対する責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績のほか、各人の貢献度・経営能力・功労をはじめとする個人の業績を総合的に考慮して決定しております。

ハ. 社外取締役の報酬等に関する方針

当社の社外取締役の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。各社外取締役の報酬は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとし、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位等の職責に基づき決定しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役2名（代表取締役会長・代表取締役社長）がその具体的内容の決定について委任を受けるとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び業績報酬の額としております。取締役会における委任の決定に際しては、その報酬体系、考え方、算定方法等も含めて出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役の方針に基づく原案作成を諮問し、上記の委任を受けた代表取締役は人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、2025年7月19日及び2026年4月1日開催の監査役会において監査役の協議により以下のとおり決定しております。

- ・当社の監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される固定報酬としております。固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	
		固定報酬	員数(名)
取 締 役	199	199	7
監 査 役	19	19	3
合 計 (うち社外役員)	218 ( 18 )	218 ( 18 )	10 ( 4 )

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度中に在任していた社外役員員の員数は6名ですが、無支給の社外監査役が2名いるため、支給員数は4名となります。
3. 取締役会の決議による取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- (1) 委任を受けた者の氏名、地位  
代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊
- (2) 委任された権限の内容、理由等  
取締役会は、各取締役の固定報酬を構成する基本報酬の額及び業績報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等も勘案しつつ、各取締役について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたり、取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役に方針に基づく原案作成を諮問し、人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。
4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由  
取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役会の出席者に報酬体系、考え方、算定方法等を説明するとともに、出席者の意見を尊重し十分に審議を尽くしたうえで代表取締役2名（代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊）への具体的内容の決定についての委任が決議され、取締役会より人事総務担当取締役に個人別の報酬原案の作成を諮問し、その答申を踏まえて報酬額を決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職の状況等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	兼職先名	兼職の内容	関係
取締役	小西新右衛門	小西酒造株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間には特別の関係はありません。
取締役	田内芳信	—	—	—
監査役	藤本達也	—	—	—
監査役	杉原章元	三菱電機株式会社	関係会社部 経営企画担当部長	特定関係事業者の業務執行者であります。当社と同社との間には販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

(注) 杉原章元氏は、2026年3月31日をもって辞任により監査役を退任いたしました。

### ② 社外役員の主な活動状況

氏名	出席状況	発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
小西新右衛門	[取締役会] 12/14回 (85%)	2015年6月に当社社外取締役役に就任以降、長年にわたる企業経営の経験等により培われた事業運営に関する見識から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場で、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
田内芳信	[取締役会] 14/14回 (100%)	2018年6月に当社社外取締役役に就任以降、電気通信事業の営業から技術に至る要職を歴任して培われた幅広い経験・知見から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場で、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
稗田勝	[取締役会] 4/4回 (100%) [監査役会] 3/3回 (100%)	2025年1月に当社社外監査役に就任以降、金融機関において培われた財務及び会計に関する知見と、事業会社の役員として携わった幅広い経営経験に基づく識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
山路健	[取締役会] 4/4回 (100%) [監査役会] 3/3回 (100%)	2023年6月に当社社外監査役に就任以降、事業会社の経理部門での勤務経験で培われた財務及び会計に関する知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

氏名	出席状況	発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
藤本達也	[取締役会] 10/10回 (100%) [監査役会] 10/10回 (100%)	2025年6月に当社社外監査役に就任以降、金融機関での長年の実務経験や、事業会社の専務取締役等としての豊富な経営経験に基づき、財務・会計の専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っています。特に経営の透明性向上や内部統制の強化に向け、独立した客観的な立場から有益な助言・提言を行うなど、社外監査役に期待される監査機能を十分に発揮し、経営の妥当性確保に大きく寄与しています。
杉原章元	[取締役会] 10/10回 (100%) [監査役会] 10/10回 (100%)	2025年6月に当社社外監査役に就任以降、事業会社のグループ経営管理部門での専門的知見や実務経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。特にグループガバナンスの視点から、リスク管理やコンプライアンス体制の更なる強化に向けた提言を行うなど、社外監査役に期待される適正な監視・監督機能を十分に発揮し、当社のガバナンス向上に寄与しています。

- (注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
2. 稗田勝及び山路健の両氏は、2025年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任したため、退任までの出席回数を記載しております。
3. 藤本達也及び杉原章元の両氏は、2025年6月26日開催の第59回定時株主総会において、新たに就任したため、就任後の出席回数を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区	分	報酬等の額(百万円)
当社が支払うべき報酬等の額		30
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		30

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,285</b> | <b>流動負債</b>     | <b>6,245</b>  |
| 現金及び預金          | 1,120         | 支払手形及び買掛金       | 3,345         |
| 受取手形            | 275           | 契約負債            | 273           |
| 売掛金             | 5,666         | 短期借入金           | 900           |
| 契約資産            | 1,675         | 未払法人税等          | 194           |
| 商品及び製品          | 473           | 賞与引当金           | 637           |
| 仕掛品             | 327           | 短期解約損失引当金       | 2             |
| 原材料             | 396           | 製品保証引当金         | 1             |
| その他の他           | 349           | 受注損失引当金         | 3             |
| 貸倒引当金           | △0            | 工事補償引当金         | 30            |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,727</b>  | その他の他           | 856           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>837</b>    | <b>固定負債</b>     | <b>239</b>    |
| 建物及び構築物         | 381           | 退職給付に係る負債       | 21            |
| 機械装置及び運搬具       | 8             | 資産除去債務          | 158           |
| 工具、器具及び備品       | 163           | その他の他           | 59            |
| 土地              | 278           | <b>負債合計</b>     | <b>6,484</b>  |
| 建設仮勘定           | 4             |                 |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>85</b>     | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| ソフトウェア          | 82            | <b>株主資本</b>     | <b>5,443</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 2             | 資本金             | 523           |
| その他の他           | 0             | 資本剰余金           | 498           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>805</b>    | 利益剰余金           | 4,514         |
| 投資有価証券          | 152           | 自己株式            | △92           |
| 繰延税金資産          | 122           | その他の包括利益累計額     | 84            |
| その他の他           | 548           | その他有価証券評価差額金    | 84            |
| 貸倒引当金           | △18           | <b>純資産合計</b>    | <b>5,528</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,013</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>12,013</b> |

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金   | 額      |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 20,675 |
| 売上原価            |     | 14,920 |
| 売上総利益           |     | 5,754  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 5,374  |
| 営業利益            |     | 380    |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息及び配当金       | 5   |        |
| 保険事務手数料         | 1   |        |
| 助成金収入           | 0   |        |
| 資産除去債務戻入益       | 16  |        |
| スクラップ売却益        | 2   |        |
| その他             | 9   | 35     |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 3   |        |
| 支払手数料           | 3   |        |
| 固定資産除却損         | 3   |        |
| その他             | 1   | 12     |
| 経常利益            |     | 404    |
| 特別利益            |     |        |
| 受取補償金           | 66  | 66     |
| 特別損失            |     |        |
| 減損損失            | 16  | 16     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 453    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 210 |        |
| 法人税等調整額         | △0  | 209    |
| 当期純利益           |     | 244    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 244    |

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)          |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,094</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>5,483</b>  |
| 現金及び預金          | 699           | 買掛金             | 3,071         |
| 受取手形            | 241           | 契約負債            | 273           |
| 売掛金             | 5,003         | 短期借入金           | 900           |
| 契約資産            | 1,551         | リース負債           | 0             |
| 商品及び製品          | 203           | 未払金             | 297           |
| 仕掛品             | 156           | 未払費用            | 228           |
| 原材料             | 166           | 未払法人税等          | 128           |
| 前払費用            | 99            | 前受り             | 0             |
| 未収入金            | 114           | 預り金             | 74            |
| 関係会社短期貸付金       | 730           | 賞与引当金           | 475           |
| その他の貸倒引当金       | 127           | 短期解約損失引当金       | 2             |
|                 | △0            | 製品保証引当金         | 1             |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,395</b>  | 工事補償引当金         | 30            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>446</b>    | <b>固定負債</b>     | <b>191</b>    |
| 建物              | 296           | リース負債           | 1             |
| 構築物             | 0             | 長期未払金           | 53            |
| 機械及び装置          | 0             | 資産除去債務          | 136           |
| 車両運搬具           | 2             | <b>負債合計</b>     | <b>5,675</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 80            | (純資産の部)         |               |
| 土地              | 64            | <b>株主資本</b>     | <b>4,730</b>  |
| 建設仮勘定           | 0             | 資本金             | 523           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>83</b>     | 資本剰余金           | 498           |
| ソフトウェア          | 81            | 資本準備金           | 498           |
| ソフトウェア仮勘定       | 2             | <b>利益剰余金</b>    | <b>3,800</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>865</b>    | 利益準備金           | 106           |
| 投資有価証券          | 152           | その他利益剰余金        | 3,694         |
| 関係会社株           | 195           | 別途積立            | 3,350         |
| 出資              | 1             | 繰越利益剰余金         | 344           |
| 差入保証金           | 344           | <b>自己株式</b>     | <b>△92</b>    |
| 繰延税金資産          | 55            | 評価・換算差額等        | 84            |
| その他の貸倒引当金       | 135           | その他有価証券評価差額金    | 84            |
|                 | △18           | <b>純資産合計</b>    | <b>4,814</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,490</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>10,490</b> |

## 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金   | 額      |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 15,524 |
| 売上原価         |     | 11,124 |
| 売上総利益        |     | 4,400  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 4,244  |
| 営業利益         |     | 155    |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息及び配当金    | 105 |        |
| 保険事務手数料      | 1   |        |
| 資産除去債務戻入益    | 16  |        |
| その他          | 5   | 129    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 3   |        |
| 支払手数料        | 3   |        |
| その他          | 3   | 10     |
| 経常利益         |     | 274    |
| 特別利益         |     |        |
| 受取補償金        | 66  | 66     |
| 特別損失         |     |        |
| 減損損失         | 16  | 16     |
| 税引前当期純利益     |     | 324    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 123 |        |
| 法人税等調整額      | △6  | 116    |
| 当期純利益        |     | 208    |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

三菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱電機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

三菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱電機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、監査部及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

|            |      |    |   |
|------------|------|----|---|
| 西菱電機株式会社   | 監査役会 |    |   |
| 常勤監査役      | 竹内   | 徹  | ㊟ |
| 監査役（社外監査役） | 藤本   | 達也 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役） | 川上   | 啓一 | ㊟ |

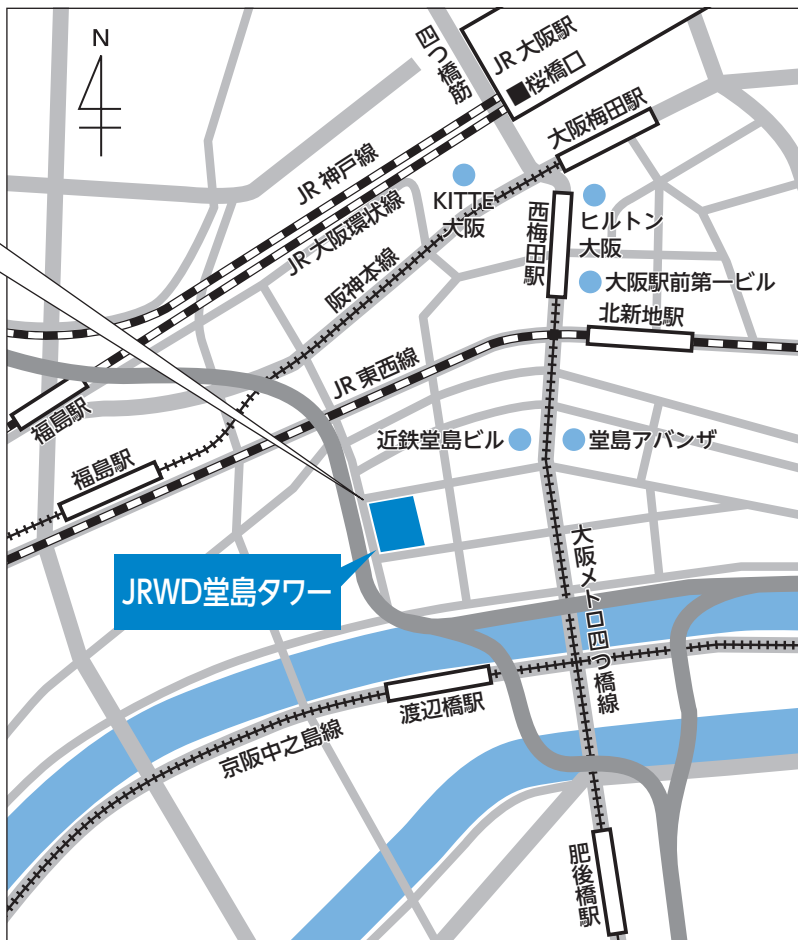
昨年の株主総会会場から変更しております。

## 株主総会会場 ご案内図

JRWD堂島タワー 15階 当社カンファレンスルーム

大阪市北区堂島二丁目4番27号

●ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。



### 交通機関

JR

【大阪駅】より徒歩 約12分

JR東西線

【北新地駅】より徒歩 約8分

京阪中之島線

【渡辺橋駅】より徒歩 約6分

大阪メトロ四つ橋線

【西梅田駅】より徒歩 約6分

大阪メトロ四つ橋線

【肥後橋駅】より徒歩 約7分

ご照会先／西菱電機株式会社 総務部

〒530-0003 大阪市北区堂島二丁目4番27号 JRWD堂島タワー

電話：06-6345-4160



地球にやさしい  
ベジタブルインキを  
使用しています。